



水道料金の減免制度

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の要件について確認できるもの（受給者証等）をご用意のうえ、水道課窓口までお越しください。

①基本要件（すべてに該当）

- ・住民税（町道民税）が非課税の世帯であること
- ・水道の用途区分が「一般用」であること
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと

②世帯要件（いずれかに該当）

- ・高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯、または満70歳以上の方のみの世帯
- ・ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- ・身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯
（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く）
- ・特殊事情世帯：その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

○通常料金と減免後の料金の比較（税抜額）

	基本料金（7 m ³ まで）	超過料金（1 m ³ につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15 m³の場合の請求額

・通常 { 1,826円 + (15 m³ - 7 m³) × 270円 } × 1.1 ⇒ 4,384円

・減免後 { 1,588円 + (15 m³ - 7 m³) × 235円 } × 1.1 ⇒ 3,814円

※ 4,384円（通常） - 3,814円（減免後） = 570円の軽減



○水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです！！

水道料金のお支払いを、給料・年金等の振込口座からの引き落としにすることで、支払いの手間が一切かからなくなり大変便利です。

以下の取扱い金融機関窓口にて、通帳届出印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

取扱い金融機関：北海道信用金庫（本店・各支店）、北洋銀行（本店・道内の各支店）、余市町農業協同組合、余市郡漁業協同組合、ゆうちょ銀行

水道料金の納期内納付をお願いします！

問合せ 水道課 業務係 ☎ 21-2130

余市町の空間放射線量率 6月1日～6月30日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
放射線量率（最高値：41 nGy/h、最低値：37 nGy/h、平均値：38 nGy/h）※平常時は10～60 nGy/h程度

広告

あなたの悩みに
コタエを出します

面談電話 完全無料
相談予約ダイヤル
0134-23-8373
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

電話で相談
ハロー弁護士相談 月～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始は除く)
1回15分 相談無料
011-281-8686

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 おたる法律相談センター

スマホで簡単行政手続き

- 申請
- ◎住民票の写し
 - ◎水道閉栓
 - ◎印鑑登録証明書の発行
 - ◎粗大ごみの収集
 - ◎税証明の発行
 - ◎健（検）診予約（随時）

余市町LINE公式アカウント

- 検索
- ◎ごみの品目・収集曜日
 - ◎休日当番医
- 配信
- ◎広報最新号・バックナンバー
- 意見・感想も受付中

